

開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男
教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹
管 財 課 長	渡 辺 安 彦	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	環 境 課 長	久 野 一 美
健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘	福 祉 課 長	横 井 貞 夫
介 護 高 齡 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司	土 木 課 長	三 輪 眞 士
都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
教 育 課 長	前 野 幸 代	社 会 教 育 課 長	水 野 進

6 . 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

7 . 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 議案第33号	弥富市税条例の一部改正の件
追加日程	議長の辞職の件
追加日程	議長の選挙の件
追加日程	副議長の辞職の件
追加日程	副議長の選挙の件
追加日程	議会運営委員会委員の選任の件
追加日程	議会広報編集特別委員会委員の選任の件

~~~~~  
午前10時00分 開会

議長（大原 功君） ただいまより平成19年第1回弥富市議会臨時会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第81条の規定により、伊藤正信議員と栗田和昌議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（大原 功君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

第1回弥富市議会臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（大原 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~  
日程第4 議案第33号 弥富市税条例の一部改正の件

議長（大原 功君） 日程第4、議案第33号を議題といたします。

服部彰文市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

本日、御審議いただきます議案は条例関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第33号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴うものでありまして、主な改正は、高齢者等が居住する既存住宅を改修した場合の固定資産税の減額措置を創設するものであります。議案の詳細につきましては税務課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大原 功君） 議案の説明を税務課長にさせます。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 議案第33号弥富市税条例の一部改正の件について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市税条例改正要点をごらんください。

第25条につきましては、法人課税信託の引き受けを行う個人への課税及びそれに伴う条文整備でございます。

第30条、第87条及び第103条につきましては、条文整備でございます。

附則第10条の2第4項及び第5項につきましては、条文整備でございます。第6項は、高齢者等が居住する既存住宅を改修した場合の固定資産税の減額措置の創設でございます。

附則第11条の3は、固定資産税における鉄軌道用地の評価方法を変更するための措置の創設でございます。

附則第16条の2は、条文整備でございます。

次のページをおめくりください。

附則第17条の2、附則第19条の2、附則第19条の3、附則第20条、附則第20条の4は、条文整備でございます。

附則第20条の5は、租税条約における社会保険料控除の創設でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 基本的な問題でございますので、市長にお尋ねをしたいと思いません。

もともと税条例は国の法律に基づくものでありますので、この議会で否決をすればということは事実上できない性質の問題ではあります。今回の改正もかなり大きな問題を含んでおりまして、やっぱり私どもが賛成するか賛成しないかという基準からいいますと、そういうものがあっても、市当局が、とりわけ必要な人たちに必要な支援をする定めを法律や条例に沿って努力をしているかどうかというのが一つの物差しになると思うんですが、特に附則第19条の3につきましては承継優遇税制で、今回1年延長することで国税・地方税を合わせて1兆円の減税を行うものであります。本年度の定率減税に伴う庶民増税は1兆7,000億円ですが、その半分以上をこういうもので金持ちに減税をするということは、本来税制というのは、力のある人から集めて救済の必要な人たちに使うと。所得格差を縮小するために行うというのが本来の目的であります。ますます格差社会で所得格差を拡大するような結果になるもので、なかなか賛成するには難しい問題がありますが、ただ、最近の議論の中で問題になってきたことで、弥富市は、さきの3月議会で国民健康保険税や介護保険料につきまし

ては、生活保護基準以下、あるいはその負担をすることで生活保護基準に食い込む者については軽減の対象にしていくと。あるいは、それでもなおかつ払い切れない者につきましては、地方税法の定めに基づいて課税がなかったことにする法に基づく措置を講じていくという表明がございました。

その中で、特に直接、地方税条例にかかわる分野につきましては、現在の解釈や運用を基本的に変えるものではないという御答弁がありましたので、改めてお尋ねをしたいわけですが、要するに健康で文化的な最低生活の保障という憲法25条の定めに基づいて地方税法等でもさまざまな規定がされ、なおかつそれでなかなか対応できない部分があるんですね。例えば、一定の所得といいましても、実際に課税対象になる所得とそうでない所得、家族構成、あるいは1人働きか夫婦で働いておるかによって相当差が出てくるわけですね。例えば所得120万でも、単身の場合ですと勤労収入があれば今課税されますが、年金の収入ですと、65歳を過ぎると120万までは所得じゃないという扱いになりますよね。なおかつ、年金がなくて働くだけの収入の人の120万は税法上で同じ扱いを受けるわけですね。そのことから、市町村長が必要と認めたと者について減額や免除をするという規定ですね。要するに、生活保護を割り込むような課税の仕方、そのことで生活を窮迫させるような課税の仕方をしていないことを市町村長がすることができるといふふうに地方税法で定め、市条例で定め、規則でもそれを定めておるわけですが、実際にこの3月議会で、介護保険料や国民健康保険税の課税だとか徴収をする基準は、大体そういうものに沿ったものに改めていくということを言われました。

同じ市の中でより根本的な税条例の方は、例えば具体的に申し上げますと、税条例の49条に基づく弥富市税の減免に関する規則の第2条の表の中の3には、雇用保険の対象の者につきましては、前年の所得の180万以下の者で扶養親族がある人に限って減免の対象にするというふうに定めてありますが、前年の所得が180万といいますと、給与収入では年間283万程度ですね。そうすると、実際に283万といいますと、市側に私が計算した例を提示しておきましたが、4人家族で1人働き、片一方は体が悪くて働けないという条件で、特別なことがない。片一方の夫か奥さんが月10万円ほどの収入があり、小学5年生と中学1年生の子供がある。家賃が4万5,000円のアパートにおるといふ状況ですと、年間、この人の手元に入るお金は、社会保険料などを除いて290万ほどになりますよね。そのことを考えたら、所得180万以下という基準そのものが、実際に救済を必要とする人たちを頭から除外しておるとか、所得が激減の場合は、国民健康保険と介護保険のどちらかが350万と300万だったと思いますが、そういうふうになっていますが、こっちの税法の方は、もう頭から前年の所得が180万を超えた人はだめですよ。給料でいいますと、200万ちょっとを超えた人はだめという考え方そのものが、本来救済をしなきゃならない人を対象にするということでは大変問題

があるということ。

それから第4項の、前年における総所得金額が80万円以下で、その年にさらにその見込みが半分以下になると。だから、180万も問題なんです、もっと低い人がさらにその半分以下にならないと救済の対象にしませんよということは、税法や税条例、市の条例から見ても、使われていないからこんな形でずうっと進んできたんですが、実際に既にもう昨年から使われております国民健康保険税や介護保険料の、市が行っている減額と同じ考え方でそういう人たちが減額や免除を受けているということを考えたら、実際に使えるものにするということは、法律を守るかどうかという根本にかかわる問題でもありますので、こうした問題について、なるべく早期に事実即した調査や研究を行って、3月議会でも最後に当時の助役、現在の副市長が地方税法に沿った対応をするという御答弁がございましたが、そういう方向で市として研究される、あるいは改善のための努力をされるお考えがあるかどうか、私どもが最終的にこの問題に賛成するかどうかを決める一つの非常に大事なポイントであると思っておりますので、市長の御見解をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

弥富市の税条例第49条第1項第2号のところにおきましては、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者に対しましては、その取り扱いについては弥富市の税の減免に関する規則第2条第1項の表中第7号の規定により減免の対象となります。よって、規則の改正等につきましては、事実関係をよく調査させていただきまして、その制度、法律等に基づいて検討させていただきたいというふうに思っております。よろしく願い申し上げます。以上でございます。

議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 結構です。

議長（大原 功君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立29名〕

議長（大原 功君） 起立多数と認め、よって本案は可決することに決定をいたしました。

ここで、議会人事のため暫時休憩をいたします。

~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時31分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま議長の辞職願を副議長に提出させていただきましたので、ここで副議長と交代をいたします。

〔議長、副議長と交代〕

副議長（伊藤正信君） ただいま議長が辞職願を提出されましたので、議長を交代いたします。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

~~~~~

追加日程 議長の辞職の件

副議長（伊藤正信君） 地方自治法第117条の規定により、大原議員の退場を求めます。

〔議長 大原功君 退場〕

副議長（伊藤正信君） 辞職願を局長に朗読させます。

議会事務局長（下里博昭君） 平成19年4月12日、弥富市議会副議長 伊藤正信殿。弥富市議会議長 大原功。

辞職願。このたび弥富市議会の申し合わせにより、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

副議長（伊藤正信君） お諮りします。

大原議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、大原議員の議長の辞職は許可されました。

大原功議員の入場を求めます。

〔29番 大原功君 入場〕

副議長（伊藤正信君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙の件を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の件を日程に追加し、選挙を行います。

準備をしますので、しばらくお待ちください。

~~~~~

追加日程 議長の選挙の件

副議長（伊藤正信君） 準備できましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

副議長（伊藤正信君） ただいまの出席議員は30人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2号の規定により、立会人に三宮十五郎議員と佐藤博議員を指名いたします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

副議長（伊藤正信君） 異状なしと認めます。

投票は、単記無記名です。

局長の点呼により、順番に投票を願います。

〔職員点呼、投票〕

副議長（伊藤正信君） 投票について確認いたします。

投票漏れはありませんね。

〔「なし」の声あり〕

副議長（伊藤正信君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

三宮十五郎議員、佐藤博議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

副議長（伊藤正信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数30票、有効投票30票、無効投票ゼロ。有効投票30票のうち、宇佐美議員19票、木下議員7票、三宮議員4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は8票です。よって、宇佐美議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選された宇佐美議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

議長に当選された宇佐美議員に発言を求めます。

新議長（宇佐美 肇君） 皆さん、きょうは議長の選挙ということで、光栄ある、そして偉大なる弥富市議長として皆様方に御推挙いただきまして、大変ありがとうございました。私も、このような大役を乗り切るには、先代議長の指導、そして皆様方の御指導と御協力を願ひまして全うしたいという決意でございます。どうか今後ともよろしく皆様方の御協力と御指導をお願いいたしまして、私の信任のお礼の言葉と、ごあいさつと、お願いとさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

副議長（伊藤正信君） 新議長が決まりましたので、交代をいたします。

〔副議長、新議長と交代〕

議長（宇佐美 肇君） ここで、前議長 大原議員の発言をお願いいたします。

29番（大原 功君） 皆さん方には、この1年間、議長として皆さん方の御指導をいただきながら、事故もなく、ここまでやらせていただいたことを心よりお礼申し上げます。また、服部彰文市長を初め職員の皆さん方には、私どもを御指導いただき、私も心強くこの議長を1年間やらせていただきましたことを心よりお礼申し上げて、お礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） ただいま副議長の伊藤正信議員から辞職願が提出されました。お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

~~~~~

追加日程 副議長の辞職の件

議長（宇佐美 肇君） 地方自治法第117条の規定により、伊藤正信議員の退場を求めます。

〔副議長 伊藤正信君 退場〕

議長（宇佐美 肇君） 辞職願を局長に朗読させます。

議会事務局長（下里博昭君） 平成19年4月12日、弥富市議会議長 宇佐美肇殿。弥富市議会副議長 伊藤正信。

辞職願。このたび弥富市議会の申し合わせにより、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

議長（宇佐美 肇君） お諮りいたします。

伊藤正信議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、伊藤正信議員の副議長の辞職は許可されました。

伊藤正信議員の入場を求めます。

〔10番 伊藤正信君 入場〕

議長（宇佐美 肇君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙の件を日程に追加いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の件を日程に追加し、選挙を行います。

準備しますので、しばらくお待ちください。

~~~~~

追加日程 副議長の選挙の件

議長（宇佐美 肇君） 選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長（宇佐美 肇君） ただいまの出席議員は30人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2号の規定により、立会人に武田正樹議員と原沢久志議員を指名いたします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（宇佐美 肇君） 異状なしと認めます。

投票は、単記無記名です。

局長の点呼により、順次、投票箱に投票をお願いいたします。

〔職員点呼、投票〕

議長（宇佐美 肇君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

武田正樹議員、原沢久志議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（宇佐美 肇君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票、有効投票29票、無効投票1票。有効投票29票のうち、四方議員16票、水野議員10票、三浦議員3票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は8票です。よって、四方議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（宇佐美 肇君） ただいま副議長に当選された四方議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選された四方議員に発言を求めます。

新副議長（四方利男君） ただいま皆様方の御推挙により副議長という大役を拝しました。もとより浅学非才ではございますが、宇佐美議長を補佐し、弥富市議会の発展のために全力で任期を全うさせていただくつもりであります。本当に皆様方の御指導、御鞭撻を今後ともよろしくお願いいたしまして、簡単ではありますが御礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 前副議長の伊藤正信議員から発言を求められておりますので、これを許します。

10番（伊藤正信君） 1年間、大原議長のもとで、非才な私でしたけれども、議会の皆様方の御協力によりまして無事務めさせていただきましたことに厚くお礼を申し上げて、辞任のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） ここで、本会議を暫時休憩いたします。

全協を11時20分より開きますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

午前11時10分 休憩

午前11時56分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） ただいまより本会議を再開させていただきます。

お諮りします。

議会運営委員会の委員の任期が満了になりますので、日程を追加し、議会運営委員を選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

日程を追加し、議会運営委員の選任を行います。

~~~~~

追加日程 議会運営委員会委員の選任の件

議長（宇佐美 肇君） お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり選任したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、正・副委員長は名簿のとおりですので、御報告いたします。

お諮りします。

議会広報編集特別委員会の委員が申し合わせにより任期満了になりますので、日程を追加し、議会広報編集特別委員を選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

日程を追加し、議会広報編集特別委員の選任を行います。

~~~~~

追加日程 議会広報編集特別委員会委員の選任の件

議長（宇佐美 肇君） お諮りします。

議会広報編集特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり選任したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、御報告します。

また、各常任委員会の正・副委員長及び学校建設特別委員会の正・副委員長も、お手元に配付した名簿のとおりとなりましたので、御報告申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって、平成19年第1回弥富市議会臨時会を閉会といたします。本日は大変御苦労さまでございました。

~~~~~

午前11時59分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 新議長 宇佐美 肇

同 副議長 伊 藤 正 信

同 議員 伊 藤 正 信

同 議員 栗 田 和 昌